

災害リスクの証券化について

- 現場操作員が現場で判断に迷わない環境づくりの参考として、災害リスクの証券化の事例を紹介。
- 下記の事例では、投資家へ利回りを支払う一方で、一定の規模を超える地震が発生した場合には償還予定元本の一部または全額が減額される発行条件が付されている。

【災害リスクを証券化している例】

日本全域における地震リスクを証券化 キャットボンド(JA共済)※1

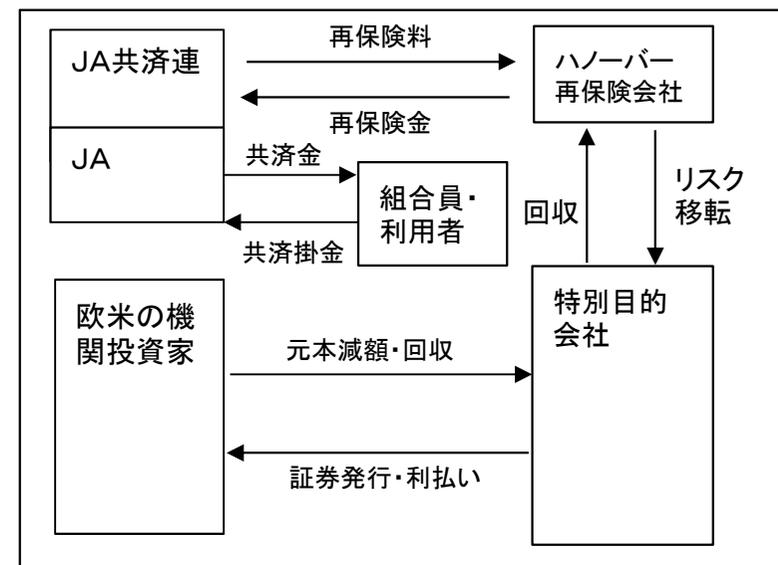
⇒全国共済農業協同組合連合会(以下、JA共済連)は建物・家財の長期保障を行う建物更生共済の自然災害リスクに関し、地震による日本国内で発生した損害を対象にした証券化を実施(満期:2015年2月)。

(取引概要)

○JA共済の地震リスクを証券化するためにケイマン諸島に設立された特別目的会社のKibou Ltd.が、投資家に対してJA共済連の地震リスクを裏づけとした米ドル建て債券(3年満期、額面3億米ドル)を発行し、将来の巨大地震発生に備えた資金を調達。

○投資家は利回りを受け取ることができる一方で、地震で計測された地震動における地表最大加速度に基づいて算出された指数があらかじめ定めたレベルを超える地震が発生した場合には、償還予定元本の一部または全部が減額されるという発行条件。

○JA共済連は、あらかじめ定めたレベルを超える地震が発生した場合に、債券発行により調達した資金をハノーバー再保険会社から再保険金として回収することが出来る。



参考図 JA共済の証券化スキーム

【出典】

※1 JA共済ホームページ